

## 第3次国立市健康増進計画策定支援業務委託仕様書

### 1 業務名

第3次国立市健康増進計画策定支援業務

### 2 業務の目的

市では、健康増進法に基づく市町村健康増進計画を策定し、市民の健康増進の推進に関する施策を進めてきた。現行の「第2次国立市健康増進計画」は、平成27年度から令和6年度までを計画期間としていたが、国と都の計画が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により1年延長となったことを受け、当市計画も1年延長することとした。

次期計画となる第3次国立市健康増進計画については、令和8年度を始期として策定することとしており、それに先立って令和6年度に市民の健康に関する意識・実態調査を実施し、第2次計画の評価及び第3次計画の指標作成の基礎情報を得たところである。令和7年度内に、第2次計画の最終評価及び第3次計画の策定を行うものとし、策定にあたっては「国立市健康増進計画審議会」（以下、「審議会」という。）に計画案を諮問し、審議を経て策定する予定である。

本業務は、市が第3次国立市健康増進計画を策定するにあたり、その策定を支援することを目的とするものである。

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条の規定及び平成24年に策定された国の「21世紀における国民健康づくり運動『健康日本21（第2次）』」に基づき、第3期国立市健康増進計画を策定する。

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から～令和8年3月20日

### 4 業務内容

#### （1）計画素案の作成

第2次国立市健康増進計画の構成を基本とし、第3次国立市健康増進計画の素案を作成する。計画素案の作成にあたっては、以下の内容を反映したものとする。

- ・国及び都の計画並びに「国立市健康まちづくりプラン」「国立市地域包括

ケア計画」「国立市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画」その他の市の各関連計画との整合を図る。

- ・令和6年度に実施した「第5回国立市民の健康に関する意識・実態調査」の結果を踏まえた目標及び成果指標の案を設定する。
- ・審議会の各回の議論を踏まえ、市と協議のうえ適宜必要な修正を行う。

(2) 計画策定に資する情報提供及びデータ分析

市の指示に基づき、他自治体の類似計画及び事業の好事例等の情報収集、自治体間データの比較分析等、計画策定に資する情報を適宜収集・作成し提供する。

(3) 計画書の作成及び納品

確定した計画書について「5 成果品」のとおりデータで納品する。

## 5 成果品

本件業務の成果品は以下のとおりとする。なお、成果品の所有権、著作権及び利用権は市に帰属するものとする。

(1) 第3次国立市健康増進計画

- ・A4判150ページ程度。
- ・カラー。

(2) (1) のデータファイル 一式

- ・汎用的なドキュメントに対応したファイル形式で作成すること。
- ・モノクロ印刷時の見やすさも考慮した凡例使用やレイアウトとすること。
- ・全体版及び分割版（分割の詳細は発注者の指示による）について、編集可能なファイル形式のもの及びPDF形式のもの両形式を納品すること。
- ・全体版のPDFファイルは、ファイルサイズが20MB未満となるように作成すること。

(3) 打ち合わせ記録（各回）のデータファイル 一式

- ・汎用的なドキュメントに対応したファイル形式で作成すること。
- ・各回終了後1週間程度を目途に納品すること。

## 6 業務体制

本業務の実施にあたり、受注者は、本業務と同様又は同等の計画策定業務に従事し

た経験を有する者を責任者として選任し、本業務の統括管理を行わせるとともに、適正な人員及び体制を整えて本業務を円滑かつ的確に実施しなければならない。

#### 7 監督員の指定

市は、監督員通知書により、本委託業務の履行を監督する職員（以下「監督員」という。）を指定するものとする。

#### 8 完了検査及び支払い

本委託契約の完了検査は、国立市検査事務規程第39条に基づき、保健センター担当課長の履行完了の確認をもって、検査員の完了検査に代えるものとする。

また、委託料の支払いは、保健センター担当課長の履行完了の確認が完了した後、受注者の請求書に基づき支払うものとする。

#### 9 提出書類

受注者は、委託業務の実施にあたり、監督員の指示により下記の書類を提出すること。

- ・委託業務着手届（業務工程表添付） 1部
- ・代理人及び技術者等通知書（経歴書添付） 1部
- ・委託業務完了届（業務工程表添付） 1部
- ・委託業務検査願 1部
- ・そのほか監督員が必要と認めたもの

#### 10 その他の条件

（1）この仕様書は、業務の大要を示すものである。従って、本委託業務において性質上当然に実施しなければならないと認められることは、受注者の責任において実施すること。

（2）この仕様書に記載されていない事項があつて、委託業務実施前及び委託業務実施中に新たに打ち合わせの必要があると認められるものについては、別途発注者と協議すること。

以 上